

令和5年6月26日（月）

於・国土地理院関東地方測量部大会議室（WEB会議併用）

測量行政懇談会基本政策部会（令和5年度第1回）議事録

○事務局 それでは、お待たせいたしました。定刻となりましたので、令和5年度第1回基本政策部会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

私は、事務局の技術政策企画官の〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は対面と、ウェブ併用で会議を進めさせていただきます。

本日の委員の皆様のお出席の状況でございますけれども、皆様御出席をいただいている状況です。対面で5名の委員の方、ウェブで2名の委員の方に御参加をいただいております。

ここで、ウェブ会議の使用方法について御説明させていただきます。ウェブ会議で御参加いただいている委員におかれましては、マイクをミュートの状態とさせていただきますようお願いいたします。御発言をいただく場合には、挙手機能を利用していただくか、チャット画面において発言の希望する旨を書き込みいただきますようお願いいたします。その後、御指名されましたら、マイクのアイコンをクリックしてミュートを解除し、御発言をお願いいたします。御発言が終わりましたら再びマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。また、カメラにつきましては常時オンということにさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、企画部長より一言御挨拶を申し上げます。

○企画部長 おはようございます。冒頭に当たりまして一言御挨拶をさせていただきます。

まず、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御参集をいただき、またウェブでの御参加もいただきまして、誠にありがとうございます。

この基本政策部会でございますけれども、前回、基本測量に関する長期計画の次期計画の骨子案について御審議をいただきました。本日、第21回ということですが、前回御審議いただきました骨子案を踏まえまして、今回、基本計画の本文について御審議をいただきたいと考えております。その前に、これも当院で長年問題意識を持っております標石基準点、いわゆる三角点とか水準点の石の点の現状、それから今後の維持管理方針について御紹介をさせていただきまして、御意見、御示唆を賜ればと思っております。

非常に限られた時間ではございますけれども、何とぞ御審議、また御意見、御示唆をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日の資料でございますけれども、議事次第を御覧ください。議事次第の配付資料にありますとおり、議事次第と委員の名簿、資料1が標石基準点（三角点）の今後の維持管理方針案、資料2が「基本測量に関する長期計画」、資料3が「基本測量に関する長期計画」今後の御検討スケジュールという資料でございます。資料4が次期「基本測量に関する長期計画」骨子案第20回基本政策部会委員指摘を踏まえた修正と、資料5が次期「基本測量に関する長期計画」骨子案R4年度測量行政懇談会での指摘と対応についてという資料でございます。そして参考資料としまして、標石基準点（三角点）とその役割という資料が配付されていることになっております。過不足はございませんでしょうか。よろしければこのまま進めさせていただきます。ありがとうございます。

では、続きまして、本部会の公開についての御説明をいたします。当部会は傍聴が可能となっております。議事録につきましても、委員が特定されない形で編集したものをホームページ上で公開することとさせていただきます。また、ウェブで参加されている傍聴者につきましては、マイク、カメラともにオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、以降の議事進行を部会長にお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願いいたします。

○部会長 承知いたしました。それでは早速、議題に従って進めたいと思いますが、皆様、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、議題(1)です。標石基準点（三角点）の今後の維持管理方針案についてということで、まずは事務局から御説明のほどをよろしくお願いいたします。

○測地部長 それでは、議題の1番目、標石基準点につきまして御説明したいと思います。

最初に見ていただきたいのは、参考資料で一番最後につけました縦長の「標石基準点（三角点）とその役割」の参考の資料を見ていただきたいと思います。

ここに標石基準点の話が書いてありまして、まず「基準点とは」と最初に書いてありますが、これは皆様よく御存じだとは思いますが、測量の基準として使用するために地上に設置された標識です。持っているのは位置に関する数値的な成果、緯度、経度、標高といった数値を持っていたものです。このうち、主に石で作られた標識が設置されているのを標石基準点と呼んでいます。ごく一部に石ではなく金属標が埋められているものもありますが、ほとんど石ですので、ここでは標石基準点と呼びます。この中には三角点と水準点があり、最近では、中にGNSSの受信機とアンテナを備えて、通信も備えた電子基準

点というかなり能動的な点が設置されるようになったということになります。

その中でも三角点なのですが、三角点は水平位置の基準、もちろん高さも持っているんですけども、より正確な高さはこの後に出てくる水準点が持っていますので、主に水平位置の基準となります。三角点の特徴は、お互いに見通せるということがかなり重要ですので、特に山の山頂とか見晴らしのよいところに設置されています。三角点が設置されたのは明治の初期に全国の地図を作成するという目的で置かれておまして、もはや全国に約11万点と非常に多くの数が置かれているということになります。

測量に使われるという目的のほかに、特に離島、離島でも特に人が住んでいないような場所にも日本国政府として正規な印を置くという意味での三角点ですとか、あとは法令上で、ここからここまでが何とかの範囲と言われるときの指定に使われるということ、あと一般には土地にひもづく目印、特に山頂に何々山山頂とよくありますが、そういったランドマークとしての意味が明治から置かれていること、あとは文化的な意味という意味で非常に価値が高いといったものになります。

今日は主に三角点の話をしてますが、そのほかに水準点と言われる、全国の国道沿い等に2キロ置きに置かれる点、あとは電子基準点、最近では位置の基準はもうほとんどこれということになります。

今日のお話は、標石基準点の中でも主に三角点の役割を見直したいという話です。これは電子基準点が導入されることによって、ほとんど衛星測位で測量ができるようになりました。そうすると、標石基準点はどう必要ないのではないかという意見もあります。その中で、役割をきちんと見直すことによって、今の社会に効率的に合った位置の基盤を提供しようというお話になります。

資料が変わりまして、資料1の最後のページをお願いします。横長に標石基準点（三角点）の分布を描いた図があります。明治以降、約11万点が置かれました。左側に書いてあるのが一等、二等、三等の三角点になりまして、一等が約1000点、三等になりますと約3万2000点ありますが、三角点でマークしてしまうとほとんど日本列島が埋まってしまうので、左上に、ちょうど地理院があります茨城県周辺の拡大図が描いてありますが、ぼつぼつと一番たくさんあるのが緑色の三等三角点でして、三等三角点は大体4キロメートルぐらいの範囲で、これは明治の時代に5万分の1の地形図を作るために非常に均一に置かれました。ですので、茨城県南部は割と平野ですが、北のほうは結構山地ではありますけれども、山の中でも三等三角点は非常に置かれているという状況になります。それとは

別に四等三角点というのが主に昭和以降に置かれていますが、これは地籍測量の目的ですので、山の中とかにはあまりないのでやや偏在しているというのがこの現状になります。

では、資料1の頭に戻りまして、維持管理方針案ということで御説明をしたいと思いません。

まず1.の現状になります。2行目のところに三角点を用いた測量はどうしているかといいますと、「三角点を用いた測量では、数km以内の隣接する既知の三角点からの相対位置を求める」、これが三角点の測量の基本になります。電子基準点というのは、割と遠くから、ある意味数十キロ離れたところからの絶対的な位置を求めるというのが今の電子基準点の衛星測位の手法なんですけれども、明治以降、特に相対的な位置しか測れなかった時代です。非常にたくさんの点を置いて相対する位置を決めるというのが三角点になります。これが今日のお話のある意味肝になる部分になります。

ですので、日本列島は非常に定常的な地殻変動で大きいんですけれども、割とある範囲は平行移動的に動きます。真下に断層でもなければ、ある範囲はみんな仲よく近隣の三角点同士が移動していくということになりますので、近接する三角点同士の相対位置は精度よく保たれているというのが結構重要なことになります。

一方、近年では電子基準点が導入されましていろんな補正等ができましたので、三角点を用いずとも、電子基準点のみを用いたGNSS測量によって容易に緯度・経度が決定できるようになったということになります。となると、全国11万点を超える三角点を測量の基盤として精密な位置を維持するという意義はもう薄れています。ですので、効率的に社会ニーズに合った位置の基盤の提供をどうするかというのが現状になります。

2.、この三角点の利活用の現状ですが、1)三角点の利用は非常に減少しております。基本的に電子基準点を用いたGNSS測量が主体になっておりますので、公共測量とか一般の測量において、三角点を使う機会はもう減少しております。三角点を用いずともほとんどの測量は成立しています。これは精度といった面だけではなく、効率性といった面でもありますので、三角点を使わないほうが便利だし、精度が高いというのが現状になります。

2)地震等に伴う地殻変動の把握になります。日本列島は非常に地震等で位置が変わってしまいますので、位置関係を正確に把握することが重要になります。ただ、三角点というのは、特に明治時代に測られてそれ以降、新たな測量、要するにGNSS測量が実施されなかったという点があります。そういう点は地殻変動、かなり別の位置に移動してしまっているということになります。今後、例えば地震が発生した後に三角点を測量するとな

ると、GNSSでの絶対的な位置の測定になりますから、明治以降ずっと動いてしまった地殻変動を正確に把握するのは非常に困難になりますので、地震後に三角点でGNSS測量しても、地震の直前直後といった正確な地殻変動の絶対値を求めるとするのは非常に困難になってしまっている現状があります。

1)、2)は三角点を使う意味が減ったといいますが、3)はちょっと別でして、三角点の意味があるというのは3)で説明させていただきます。地籍測量というのはまさに土地の位置を決めるという測量ですので、数メートルから数十メートルという非常に狭い範囲が多いんですが、こちらでも三角点なしで電子基準点を用いての測量が可能ですので、こちらを推奨しているという状況です。ただ、やはり複雑な地殻変動が伴う地震が発生した場合に相対的な位置関係が変わってしまうために、位置情報を継続して使用するためにはどうしているかといいますと、今は地域ごとに補正するパラメータを作成して、この地域がどれだけ移動したかというのを求めています。

ページはまたがって次に行きますが、現状では、電子基準点は20キロとかの範囲では非常に空間密度が足りません。例えば熊本地震です。ほぼ真下で大きな地震が起こってしまった場合ですが、震源近傍では地殻変動がとても複雑ですので三角点だけでは変位を出すことはできません。ですので、地籍図根三角点、これは公共測量で地方自治体が置いているような点ですが、こういった国土院が管理している三角点だけではなくて、更に多くの公共基準点を全て再測量して地殻変動を把握してパラメータを求めたということになります。これは先ほどの絶対値の変動は分からないという話とはちょっと違ってまして、これは相対的な関係です。隣同士の三角点の間でどのように位置が変わったという非常にローカルな狭い範囲の地殻変動を求めるというのにこれだけ多くの三角点や公共の基準点を使ったという話になります。

ですので、この場合、標石三角点に必要なのは、周囲の三角点間での相対的な位置変化を求めるといことです。要するにGNSS測量で求めるような絶対的な位置ではなく、隣同士の関係がどう変わったかということを知りたいです。ですから、基本的に地震等でなければ隣同士の関係は通常は動かないという前提であれば、地震前から物理的に存在するという事は絶対的に必要ですが、既存の位置情報とひもづいた——すみません、物理的に存在して既存の位置情報を持っている。既存の位置情報というのは隣同士の位置関係を持っているということは必須なんですが、地震前に測量を行って精度を維持しておく必要はありません。ですので、地震後に再測量できるように標石基準点を維持しておくとい

うことが必要になるということになります。

3. になります。そういうことを踏まえまして、三角点の維持管理の基本方針になります。まず1)全ての三角点についてなんですが、測量用の絶対精度は維持管理を行いません。一部の三角点、経緯度原点とかいろいろ重要な点がありますので一部の三角点は除きますが、基本的に絶対的な精度の維持管理は必要ありません。測量一般の精度確保のためには電子基準点を用いた測量を更に促進するというのが重要です。

2)離島の保全に資する三角点及び法令等に指定されている三角点。これはその場所にあることが重要であるという三角点ですが、これは主に法令に基づくものとか、日本国政府として置いているといった点につきましては引き続き管理をし、物理的に維持管理をするということになります。

3)変動時のパラメータ作成機能の保持、これは先ほど説明しました意味です。地籍測量では、当該地域の相対位置基準としての三角点が活用される。ですから、地震等がなければ特に必要はないんですけれども、地震等があった場合、局所的に大きく変動した際に変動の把握に必要であるということで、その機能を維持する必要があるんですが、ただ、1点1点全部を維持する必要は必ずしもない。ですので、ある地域の三角点がごっそりなくなったりしない、三角点の大きな空白が生じないように配慮するというのが重要になります。

4)がランドマークとしての三角点。これは割と一般国民の目線です。これは土地にひもづいた目標ですので、歴史的・文化的に役割があるので撤去は行わない、特定の固定された地点を表す標識としての機能になります。

5)撤去・廃点時の処理方法の明確化になりますが、これはちょっと異質になるんですけれども、三角点の土地は、ごく一部は国土地理院が土地ごと所有しておりますけれども、ほとんどの点は公共、もしくは民間の土地を借りているという状況になります。ですので、絶対的な位置精度を維持管理は行わないということを考えますと、三角点等がある程度なくなるということは甘んじて受けるということになりますので、そのときに、土地を借りているという状況からしますと、やっぱり地権者からの要望がある場合は、国土地理院がわざわざ撤去に行くということがなくても、地権者自身で撤去ができればそのほうがいろんな人のためになるということで、そういう仕組みも設けたいということを考えているということになります。

次のページに行きまして、スケジュールです。今年度中に国土地理院内で具体的な進め

方を検討します。三角点の果たすべき機能の再整理、あと申請に基づく撤去の方針、あと変動時のパラメータ作成に必要な三角点はどういうところかといった基準、こういったところを含めまして関係機関に周知をしていくということ、そして来年度に再整理した三角点の役割の理解を促進していくこと、そして重要なのは、結局は測量自体は、やはり電子基準点の測量ですので、準則等を改正しまして、三角点の位置の基準というよりは、電子基準点を主にする、原則とする方向に改定していきたいと考えております。

説明としては以上になります。

○部会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に対しまして、御質問、御意見等はございますでしょうか。いかがでしょうか。

○委員 ○○です。よろしくお願いします。

リアルな三角点というのは、自分も測量というか土木の技師なので、本当にある山に一等三角点があると言えば、聖地巡礼のように一応行ってみるみたいなことをやっているわけなんですけれども、先ほどのランドマークとしての三角点みたいな、今後の維持管理方針のところにつながると思うんですけれども、例えば今の三角点を今の形状のまままるとスキャンをして、それでバーチャルの空間に残しておくみたいなことを考えられるというのは結構面白いのではないかと考えていまして、これは、やはり確かに電子基準点で絶対精度を確保できるというところはあると思うんですけれども、まさに先ほどおっしゃられたように、隣との位置関係というものを測量して今までずっと精度を保ってきたみたいなところを、小学生とかの測定の授業とかで、バーチャルの中で、この三角点とこの三角点を結んでいたんだよみたいなものを体験するというようなこともできるのではないかと考えております。

例えば静岡県であれば、VIRTUAL SHIZUOKAとして1分の1の空間の点群データがもう既にあるので、その中に、一等三角点の18点でまずはいいいので、例えばどこかお試して実際にやってみて、こういう使い方もあるのではないかみたいのところをもし地理院さんと一緒に検討できるようでしたら、18点全部をモバイルスキャンで我々が取りに行くのは大変ですけれども、近隣の何かサンプルのデータとかをお作りして見ていただけるようなこともできるかもしれませんので、そういったバーチャル空間に残していく。今後、撤去、廃止というお話もありましたので、本当になくなってしまうということであればそれを残していく、現地に残せないのであれば仮想の空間で残していくという取組もあっていいのではないかと思います。

すみません、ちょっと長くなりました、以上です。

○測地部長 御意見ありがとうございます。最初の説明で私は説明しなかったんですけども、1つ課題としてあるのは、やっぱり11万点あると国土地理院で管理し切れないというのがあります。もちろん管理するために予算を取ればできないことはないんですが、それはとてもではないけれども、なかなか予算上難しいというのが。そうすると、やはりごく一般の方々に三角点に親しみを感じていただいて保全していただくというのが重要になります。もちろんランドマークとしてというのもありますけれども、一部では地震等があったときのために後々残していくというのは非常に大きな点になりますので、やっぱりいろんな方々、特に教育の段階からいかに親しんでいただくかという方針はいろいろ考える必要があるかと思います。

モバイルスキャンみたいに本当に3D的に残せばいいんですけども、今、国土地理院で特に最近測ったような点は、各点全部写真で残っているんです。そういったものをうまく形で、公開できるのかはよく分からないですけども。というのは民間の土地の場合もあったりするので、そこは難しいものはあります。ただ、山頂とか割と公共的な土地であれば、うまくいろんなコラボレーションができればいいかと思います。ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。今のところですけども、物理的に残すという意味はそれはそれで重要なんですね。例えば災害があったときに、電子基準点だけでは足りないというときに残さざるを得ないというところもあるかと思うんですが、そこに関しては両方残すようなイメージなんですか。バーチャルだけにと話ではない気もしたんですが。

○測地部長 バーチャルというのは、多分残すというよりは、そこに行かなくてもこういうものがあるよというのを皆さんに知っていただくという意味が大きいと思います。あまりバーチャル過ぎて、現地がなくなってもいいというのはやっぱり困りますので、それは親しみを感じていろんなことに思いをいただくというのが主だと思います。

○部会長 ありがとうございます。

○○委員、お願いします。

○委員 御説明ありがとうございます。私も○○委員と同じ方向性というか、同じような意見になるんですけども、確かに維持管理を考えていくと、今後、使われないからなくしていくという観点では必ずしもやっぱりないとは思うものの、これを国土地理院さんの

予算の中で全て、ある種今までは均等に管理しようと御努力をされてきた中で、今後見直したいという御意図だと思います。

そういった意味では、あとはちょっと撤去みたいな話も出てきてはいましたけれども、撤去する場合でもかなりの費用が、あとはどの基準点を撤去しなければいけないのかみたいなそういったセレクションみたいな観点もあると思うので、自然に朽ちていく部分についてはある種しようがないかなというふうにも思いつつ、地理院が予算をある程度確保して必ず残さなければいけない点というのは、今後離島も含めて幾つか残っていくんだと思いますけれども、ある種自然と朽ちていくような部分は致し方ないかなと思っているので、その点はデジタルアーカイブをするなり、もうちょっと違う使い道があると思います。

あと、基準点の維持管理を市民協働のような形ででき得るのかみたいなところは少し悩ましい問題がありますけれども、先行事例としては、例えば道路の維持管理の観点で、道普請の取組なんかが各自治体さんでも結構取り組まれていて、一部ではそういうのがちゃんと市民の理解と認知の下で協働して残して、そういうのを維持管理していくという取組はあるので、意識向上みたいな観点からも、保存活動では必ずしもないですけども、残していく方向性というのはあっていいのではないかと思います。

すみません、長くなりましたが、以上です。

○測地部長 御意見をありがとうございます。いかに広く市民活動の協働の中で残していきたい方向に持っていくというのは、今後いろんな方面で工夫していきたいと思いますので、委員の方々からもいろんな御意見をいただければと思います。

あと、自然に朽ちていくみたいな話がありましたけれども、基本的に石とかですので、石自体は朽ちていくことはほとんどなくてそのまま残っているんですが、自然になくなりやすいのは実は山の山頂です。山の山頂で、特に木が生えていないと雨とかで土が流れてしまって、石が露出してしまって、そのままこてんとこけてしまうというのがありまして、結構山の山頂の立派なところで三角点が露出するというのがありますが、一般的な場所ではなかなか三角点はなくなるということはなくて、なくなる一番の原因は開発です。ですから、山ごとなくなっていたとかが一番多いです。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 よろしいですか。

それでは、○○委員からもお願いします。

○委員 ○○です。聞こえますでしょうか。

地震で地殻変動があるところで使うという話があったと思うんですけども、一方には、明治から測り直していないところもたくさんありますという話をされていたと思うんですね。これは、こういう使い方をしようと思ったら、地震前の位置が正しいという保証がないと、相対的な位置を電子測量で測り直しても直せないと思うんですね。ただ、何度も言われていたように、ふだんはそんなに変わらないですという話をされていたと思うので、特に地震等がなければ再測量する必要はないと思うんです。熊本地震は例で挙げられていて、随分変わりましたということで使われたという話は分かったんですけども、あれは震度7クラスの地震で非常に大きな地震だったと思うんですが、地震でどのぐらいの大きさになったら、測量に影響してくるぐらいずれたということで再測量をされたりするのは、基準があったりするんでしょうか。

○測地部長 内部的にはいろいろな基準がありますが、絶対値が何センチずれたかというよりは、隣同士の例えば距離に対してどれだけ動いたか、ひずみという形で呼んでいるんですけども、そういった量で、これ以上動いたら今後の測量に影響するという形での基準は設けております。

○委員 なるほど。では、絶対的に測り直しているというより、相対的な位置関係を確認しに行くという形ということですかね。

○測地部長 はい。ただ、最近はやっぱりGNSS測量という絶対的な位置も必要になってきたので、この見直しも必要かとは思っています。つまり、どういったときにどういった再測量とかが必要なのかということも含めても今後の見直しが必要になるかと考えています。

○委員 分かりました。どちらかというとき大きな地震のときは分かりやすいので、ここは、やり方も決まっているんでしょうけれども、中ぐらいの地震ですよ。最近も震度6弱とかぐらいのやつが多いので、このぐらいでもやるものなのか、もうちょっと大きいときしか必要ないのか、あるいはそれは地震にもよるのかみたいなのところがもう一つよく分からなかったもので、その辺は少し明確にされたほうが、このあたりの利用の価値というのは、これは多分この話の中で一番重要なところのような気がしますので、分かりやすくなるかと思いました。コメントです。

○測地部長 ありがとうございます。最近の例ですと、能登半島の先端の地震で結構大きな10センチ以上の地殻変動がありましたので、これに関しましては周辺の何点かの三角点の場所における変動のパラメータを作ろうとしておる最中です。

○委員 分かりました。あのぐらいの大きさだということですね。イメージは湧きました。ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。

○○委員、お願いします。

○委員 まず、電子基準点が主になっているという状況で、現状をちゃんと追認というか、認める形で進めるということで、方針に関して私は大きな異論はございません。

2点質問なんですけれども、3.の3)の「三角点の大きな空白が生じないように配慮する」とあるところの大きな空白というもののスケール感についてまず教えていただきたいのが1点と、あと2点目、これは若干コメントになるんですけれども、今回は標石基準点の三角点の役割を見直すということだったんですけれども、水準点に関しては変更がないという理解でよろしいでしょうかという、この2点を質問させていただきます。

○測地部長 質問ありがとうございます。三角点に大きな空白が生じないように配慮というのは、書くのは簡単ですが、確かにどのくらいと言われると、これもまだ我々は厳密には検討できていない状況です。今後の検討なんですけど、これはやっぱり場所にもよるかと思います。熊本地震のように農業とか人が住んでいる場所でごっそりなくなってしまうと、もう土地の地籍関係がぐちゃぐちゃになってしまいますけれども、例えば本当に山の中だったらどうなのか。もちろん林野関係で土地の位置情報は重要になりますが、やはり位置精度というのは人が住んでいるところは違うかもしれません。そういうことも考えると、全国一律にこれと言ったほうが簡単ではありますがありますけれども、非常に難しい問題も含まれますので、これは今後も検討させていただきたいと思います。

あと、水準点の話ですが、今日は話が複雑になりますので説明しなかったんですけれども、今、別途、精密重力ジオイドといいまして、今までは水準測量といって、地面の上を100メートルごとに標尺を立てて高さを測るというのは水準点の役割でしたけれども、GNSSを使っても標高が割と正確に測れる方法を今導入しようとして進めております。そうになると、水準点の役割自体が、今日お話ししたのとは全くある意味別の次元で変わりますので、そういったときに水準点をどう残すのかというのはまた別の検討がございます。非常に重要な観点ですが、こちらはまだ決め切れていないということです。ただ、標高に関しては、かなり大きく今後変更するということは皆さん御理解いただきたいと思います。

○委員 ありがとうございます。特に、それこそ先ほどお話があった聖地巡礼みたいな形で、こういったものに興味関心がある国民の方々是非常に多いですので、今回の役割の整

理をする際に、今回は三角点のことをお話ししているんですよということがちゃんと分かるように、水準点に関しては別途検討しているというのを付け加えるかどうかは別ですけども、そこが混在した印象で伝わらないようにする必要はあるかなと思って聞いておりました。

○測地部長 ありがとうございます。気をつけたいと思います。

○部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

お願いいたします。

○委員 ちょっと視点が異なるんですけども、そのように三角点に大きな空白が生じないようにとか、離島とかランドマークは大丈夫かなと思うんですけども、地権者から要望があった場合、空白とかを考えた場合、その三角点はどうしても撤去できないというようなことも発生する可能性があるというのがあるんでしょうか。それとあと、地権者とのそういうことが起きた場合のやはり調整とか、地権者の方への周知についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○測地部長 三角点の場合、その地域に必要というのがどうしてもあるので、ただ、その場所になければならないのかというのとはちょっと違います。ですので、三角点は実は移転という作業ができます。ですので、なくなった後から移転というのは意味がないんですけども、まだ存在する段階でその場所に置いては困るという事情が発生した場合、測量によって例えば近隣に移転するということができます。ですので、どうしても必要な点であれば移転という作業を行います。これは今までもそういう作業を行っております。

○委員 そうすると、そういう調整とか、地権者への周知も今後考えていかれるとは思いますが、そういうことが起きた場合は移転とかで対応することになるということですか。できるかどうかは、そのときのケース・バイ・ケースはあると思うんですけども、移転とかで対応するという。

○測地部長 ですから、皆さんに周知しなければならないことは非常に多くある。三角点は大事ですということから始まって、それを今後どうしたいのか、その土地でどうしても邪魔な人はどうするのかというのをいろいろ周知することが非常に多く発生するのは事実です。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○委員 ○○です。

三角点、これだけたくさんのものを維持管理するのが難しくなっているということで、新たな方針についてということで御説明をありがとうございます。私は地理教育の立場というか、そこから考えたときに、三角点は実は地形図の中で表記されている。先ほど密度の話も出ましたけれども、多分位置情報として管理するためには密度というのは大事なんですけれども、地理教育側からいくと三角点は、水平位置を決めているというよりも、標高が書いてあるというほうが実は大きな役割があります。山の頂上に三角点があって、そこに標高が入っている。今後、三角点の維持管理をいろいろとお考えになっていく中で、地形図の表記との関わりというのが私は少し気になりました。

現実問題として物理的にそこにあるかないかという話もありますし、あと、山頂をどのように地形図で表記するのかというときに、実は山頂表記は、地理院の方々は御案内のとおり三角点の位置で書いてあるところも実はあったり、そこが一番頂上だということもあるんですけれども、一般的に子供たちが思っている頂上と三角点の位置が違うとかということもあります。地理教育では、たまにそういう実践もあって、そこは山の頂上をどう考えるかというのがあります。

あともう一つは、三角点、水準点が地形図に書いてあるから、確かに等高線とかを見ながら、子供たちが起伏について考えるというふうな授業も今は多いですが、ベースになるのは三角点の数字であったりします。そのあたり、物理的に標石をどのように維持管理するのかという話と、それと地形図表記として三角点、さらに、三角点の標高をどのように記述していくのかというの、まだまだ先の話なのかもしれませんが、地理教育側からすると、そのあたりをぜひ御検討を今後していただければなと思いました。

以上です。

○測地部長 御意見をありがとうございます。三角点が山に置いてあることが多いので、その標高が気になるというのは非常によく分かる話ですし、あと、山の高さが必ずしも一番山頂にはない。つまり、どうしてもお互いに見通せる必要があるので、必ずしも山頂ではないほうが見通せる場合があって、そういうところに置かれたということがありまして、三角点と山の高さの関係というのはいろいろ話題になるところです。だから逆にそこをネタにして、三角点がなぜここに置かれたのかという場所ごとの歴史とかも含めていろんな方々に知ってもらおうということが歴史的、文化的にも面白い話かとは思っています。

という話とは別に三角点の高さなんですけれども、水準点と三角点が分かれているとい

うのは、これはもう原理的に高さを決める方法が異なっておりまして、水準点というのはある意味ミリメートル、センチメートルオーダーで非常に正しい高さが得られているんですけども、三角点の高さは、あまり言うてはなんですが、かなり怪しい点があります。特にあと、山というのは結構地殻変動が大きいんですね。山がなぜ高いかというのはぐんぐん盛り上がったからとか、逆にどんどん削られて谷になったとかというのがありますので、結構高さが変わっている点もございます。

ですので、数値があるので本当に正しいかということと必ずしもそうでもなかったりするところもありますので、この辺はあまり言うてしまうと駄目だし、これはなかなか難しい問題ではあります。ただ、メートルオーダーでは絶対に間違っていないので、その辺の三角点の扱い、地形図を書く分にはメートルオーダーで十分ですから、その点を含めて今後どうしていくか。実は新しい測量方法で、例えば航空レーザーとかでも山の高さもきれいに三次元に分かる時代ですから、そういうものと三角点がずれたら確かに困ります。そういうことも含めて高さというものをどう持っていくかという議論はもちろんあると思いますので、いい御視点かと思います。ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。そういう意味ですと、数字の変わりはあるかもしれないですが、地形図の表記は基本的には変わらないということでしょうか。

○測地部長 三角点としては残りますので、いわゆる地形図、2万5000レベルでの変更はまず生じないと思います。ただ、高さの体系が別途ジオイドを使って変わり得るので、そのときに数十センチ高さの絶対値が変わり得るというのは今後あり得るかもしれません。

○部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

そのほかいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

すみません、1点私からも教えていただきたいんですけども、今後は一等から四等の区別なしに同じような方針でいくのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○測地部長 この話は非常に面白い話で、一等、二等、三等と名前をつけてしまいますと、一等が一番偉いんだ、一番正確なんだというふうに思いがちなんですけれども、これは測量の手順の違いでしかなくて、明治時代、まず一等三角点、40キロぐらいを測るんですけども、距離が長いので、精度の高いすごい重い大きな機械を山の上に持っていかなければいけないので手間暇としては一番大変でした。一等を置いて、その間に二等三角点というのを置いて、更により軽い機械で三等三角点を置いていったというのがあるので、測量の手順としてはどんどん落ちているんですけども、位置の精度は実は一等も二等も三等

もほぼ一緒です、差はありません。

四等というのはちょっと目的が違うので別途なんですけど、一等、二等、三等に測量のユーザー側としての使い勝手に違いがあるかということ、実は違いはないです。ただ、やはりネーミングが一等のほうが偉そうですし、最初に、40キロを見通せるというのはよっぽどの山なんですね、平地とかには置けない。そうすると、すごい格好いいところにあるので、やっぱり一等三角点は立派であるというイメージはあるかと思います。そうになると、どうするのかというのは、やはり一般に受けがいい一等とか、103山ですか、ああいった有名な山にウエイトは置かざるを得ないというのはあります。それはどちらかという広報的な目的ですが、ただ、測量ユーザーとしてはどれも一緒というのがあります。

○部会長 今おっしゃったとおり、ただ階層になっているので、やっぱり三等は一等、二等がないとできなかったというところはあるとは思うんですね。

○測地部長 ただ、それは明治から昭和の話です。今はもうGNSSで一遍に測りますから差はありません。要するに、GNSS測量を行われた三角点の測量の価値としては一緒になります。

○部会長 分かりました。

では、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

では、この議題に関してはここまでにさせていただきたいと思います。

なお、この後の長期計画のほうにも今御議論いただいた内容が関係してきますので、ただいまの御議論を踏まえた上で次の長期計画に関しても御意見、御質問をいただければと思います。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

次が次期基本測量長期計画案についてということで、まず御説明のほどをよろしく願いたいと思います。

○地理空間情報政策調整官 それでは御説明いたします。

事前のメールでもお送りしたとおり、審議の時間を長く取りたいので、資料2について個別に一から御説明するということは控えさせていただきまして、資料3から4を踏まえての御説明にとどめさせていただきます。

まず資料3についてですが、今後のスケジュールについて、本日、基本政策部会で御議論いただいた後、御指摘を踏まえた修正を内部の会議でいたしまして、再度その結果を、

8月29日に予定しています今年度2回目の基本政策部会で御報告をいたします。その後、いただいた御意見を反映したものを、10月に予定していますが、測量行政懇談会に諮りまして、その場で御承認をいただきたいと考えています。その後、院内で本文案を決定して、その後、国土交通本省、こちらの長期計画は大臣告示になっておりますので省内での調整を行いまして、年明けからパブリックコメント、3月中に大臣告示の決裁、告示、官報公告ということをご予定しております。

続きまして、実際本文案についての御説明をいたします。まず資料4を御確認ください。前回の基本政策部会で皆様から御指摘をいただいたものに対する修正を整理しております。

まず、本日はオンラインですが、〇〇委員から地図のところ、基盤となる地図情報の整備のところについて、画像であるとかAIであるとかが書かれていたんですが、きちんと公共測量のデータというか、地方公共団体との協力も連携して、その協力を得てデータ整備を行うことが必要だという御指摘をいただきました。そちらにつきましては、ページでいいますと資料15ページの5行目ですけれども、電子国土基本図を整備・更新するために、公共測量成果の活用と併せてということで、こちらで地方公共団体との協力を明示したいと考えています。

続きまして、〇〇委員から、電子国土基本図、アドレス、地名情報を含めてベース・レジストリの整備についてどうするのかという御指摘をいただいています。電子国土基本図につきましては、すみません、ここは地図情報と書いていますが、地名情報も電子国土基本図になっておまして、どちらもベース・レジストリに登録されています。そちらをきちんとやっていくということ、同じく15ページの4行目、デジタル庁により指定されたベース・レジストリである電子国土基本図を更新していくということにしておりますので、ここで地名情報も含めた更新を明示するということをご考えております。

続きまして、7の地理空間情報の提供及び利活用促進というところで、まず〇〇委員から、外部人材・組織とコメント連携するコミュニティづくりをして協力を得るべきであるという御指摘をいただいています。それから〇〇委員からも、政府機関のみならず、様々な主体との連携が重要であるということ、こちらは〇〇委員からも御指摘をいただいていますので、そこを踏まえまして、様々な主体とのコミュニティを形成しということで、資料2、18ページの18行目から19行目になりますが、こちらは様々な主体とのコミュニティ形成等、官民連携を活用してやっていくということを計画の中に明示をさせていただいた

いと考えています。

続きまして、9の研究開発のところですけども、9の(2)のところでは、画像解析とディープラーニングということで、ディープラーニングという言葉を入れていたんですが、並列関係になるものではないという〇〇委員からの御指摘がありましたのでディープラーニングを削除しまして、「自動画像解析等のAI技術やビッグデータを活用し」という内容にさせていただきます。

続きまして、〇〇委員から、その下、一番最後の21ページの12行目ですけども、災害リスクについての研究のところでは、災害誘引の影響を踏まえたリスクの評価というふうな書き方をしていたんですが、ある意味当たり前で意味が通じないのではないかという御指摘をいただきまして、もともとやりたいのは、ある意味地形データ等を踏まえた災害リスクの予測と把握の研究ということでしたので、少し書きぶりを修正させていただきます。

それから、〇〇委員から、地理空間情報は、どちらかというと今回の計画は整備のところを多く書いていたんですが、公開・共有することの重要性についてもきちんと教育・啓発をすべきであるという御指摘をいただいています。同じく〇〇委員からも同様の御指摘をいただいていますので、資料2の22ページ、4行目、防災・地理教育支援の中に「地理空間情報の公開・共有の重要性に関する教育も含めた防災・地理教育の支援」という書き方をさせていただきます。こちらについても、小、中、高校生に限った話ではありませんので、少し段を変えまして、「国民に」という形で書かせていただいています。

続きまして、資料5ですが、測量行政懇談会での御指摘事項ということで、1つが、背景として経済安全保障、国家安全保障ということを書いているんですけども、それを受ける施策が離島の測量というだけでは物足りないという御指摘をいただいています。もともと国の安全というところを今回柱として書いておりますので、実際には個別施策に係るものがちらほらと入ってございましたので、そこを明らかにするというので、まず資料2、11ページ、14行目です。我が国独自の精密歴の作成という施策がもともと入っていたんですが、こちらは自律的な測量を可能にするという観点から、国の安全の観点からの施策であるということを明示しております。

同じく資料2の14ページ、20行目です。それから、同じく15ページの2行目にも同じ表現が入っているんですけども、整備する地理空間情報のラインナップ、それから基盤地図情報の整備項目の見直しというそれぞれの施策について、見直しの観点の一つとして国

の安全に関わる情報として使われるという観点の見直しが必要と考えていますので、その点を明示しております。また、こちらはどちらもある意味最大ユーザーはやはり防衛省・自衛隊というところがありますので、関係機関との調整を行う対象として、例示ですけれども、「防衛省・自衛隊等の関係機関」という書き方をさせていただきました。

続きまして、〇〇委員から、特に衛星測位に関する部分も大きいと思いますが、スプーフィング対策、フェイクデータへの対応等のサイバー空間の安全保障について議論が必要だという御指摘をいただいています。こちらは非常に我々も重要性を感じる場所ですけれども、現時点で具体的な書ける施策というのがないものでして、今後内部で、計画に書けるかどうかに関係なく重要な観点だと思っておりますので、引き続き議論をさせていただきたいと考えています。

続きまして、地図情報の整備のところについて、AIを使った自動化のような施策を入れているんですが、とはいえ全ての更新を自動化することはできないので、きちんとその点を踏まえて、人材確保等も含めて検討が必要だという御指摘をいただいています。その点は非常に重要なもう御指摘のとおりと考えていますので、項目見直しをする上でも、例えば何を自動化して、何は自動化が難しいのでここに人的資源を集中させるというような、議論の前提事項としてきちんと踏まえて検討していきたいと考えています。

資料をめくっていただきまして研究開発のところですけれども、地理教育支援は非常に重要なことなので、きちんと今後も加速してもらいたいという御指摘をいただいています。こちらは御存じのように現在の長期計画にもきちんと記載をしておりますので、今後ともしっかりとやっていきたいと考えています。

同じく地理教育の中で防災教育というのも非常に重要な観点なので、こちらも力を入れてほしいという御指摘をいただいていますので、次期長期計画、地理教育というふうに書いていたところなんですけど、全体的に「防災・地理教育」という形で、2つセットの側面が強いですので、そのような書きぶりに変更させていただいています。

続きまして、前回御議論いただいた骨子案に、部会、それから懇談会での御指摘と関係なく、一部、今回本文化に当たって追記させていただいた事項がありますので、そこについて御説明します。

まず、資料2、11ページの24行目から次のページの1行目にかけてですが、精密重力ジオイドの更新等のところですが、こちらに「量子重力計等の最新技術を活用した効率的な重力測定の導入に向けた調査・検討を行う」という一文を入れさせていただいています。

こちらは実は背景のほうには量子重力計、光格子時計という新技術の登場というのが背景として入っていたんですが、施策としてきちんと受けることを考えるということで、こちらに追加をしています。同じく光格子時計につきましては、まだ実用化までには時間があるということで、20ページ、12行目、こちらは研究開発のところですけども、そちらに光格子時計に関する調査検討ということを追加させていただきました。

続きまして、12ページの16行目ですけども、測地のところに、先ほど議題(1)で御議論いただきました標石基準点の扱いについて、今後の方針をきちんと長期計画にも記載したほうがいいと考えまして、このような文章を項目として1つ追加をしております。

新規としましては、続きまして、21ページの6行目、地図の関係の研究開発としまして、これまで画像解析等の技術開発というところだけ書いていたんですが、いわゆる情報をインプットする側の技術についても何か研究開発をするべきかという議論をしまして、やはり我々は全国の地図を管理している都合上、ドローンはあまり適さない。他方、人工衛星画像というのは、これまでも活用していますが、今後活用が広がっていく方向ですので、人工衛星画像の活用に関する調査研究について一つ施策を追加させていただきました。

最後ですけども、21ページの21行目、技術者の育成についてのところですけども、これまで資格制度の改善というところを書いていたんですが、それだけではなくて、資格を取得した後の技術者に対するリスクリングの取組支援なども必要だということで、「産学官の主体が行うリスクリングの取組への支援等により」という一文を追加させていただきます。

前回見ていただいた骨子案からの大きな変更部分は以上です。

○部会長 御説明ありがとうございます。ただいま御説明いただきました内容は、前回の基本政策部会で皆様からいただいた御意見に対してどう対応したかということと、その後の測量行政懇談会でいただいた御意見にどう対応しているのかということと、あと、それとは関係なしに、また新規に追加いただいたものの3点になっております。いずれのところからでも構いませんし、また、資料2のそのほかの部分、これまでも出ていて修正がない部分も含めて御意見等をいただければありがたいのですが、どうぞよろしく願いいたします。

○委員 今のお話ではなくて、いただいた資料の中で少し確認させていただきたいことがあるんですけども、どちらかというと、あまり深刻な話というより言葉の定義の話に近い話です。

まずは15ページの6、7行目です。6行目のところで「DXの導入を含めた業務プロセスの見直しを行うことで、生産性向上を図っていく」という言葉があるんですけども、DXは業務プロセスの見直しを行うことではないかという気がするんですが、DXの導入というのは一体何を指しているのでしょうか。DXはちょっとバズった言葉なので、本来の定義ではない形で使われているというなら、こういう表現もありかなという気がするんですけども、狭い意味というか、最初に出てきた意味のDXと、今世の中で使われているDXには幅があって、しかも広い意味のDXになると、随分古い電子化みたいなやつの話もみんな含んだ話になってしまうので、その辺、この文章の中で、ほかにもDXは出てくるんですが、統一感がないような感じがしました。特にここが一番DXの言葉と合わない文章が書いてあるなど思ったところですが、ここはどういう意図でDX導入となっているのでしょうか。

○地理空間情報政策調整官 御指摘ありがとうございます。確かにバズワードという意味でいろんなところに散りばめているという側面は御指摘のとおりですが、この場での「DXの導入を含めた」というのは、デジタル技術の活用という意味合いでの利用でして、業務プロセスの見直し自体はデジタル技術を使わない業務プロセスの見直しというのも当然ありまして、例えばそれこそアナログな意味での検査工程の見直しとかも当然業務プロセスの見直しということになるかと思いますが、アナログの意味、それからDX的な意味、これ以外の例えば公共測量の部分で、これから検討ということで内部でもまだ細かい内容が詰まっていないところもあるんですが、DXを踏まえた、いわゆる基本図の整備・更新以外のプロセスの部分でのDXの成果というか、そこも踏まえて使えるものがあれば、基本図の整備のところのプロセスも見直していくという趣旨で、「DXの導入を含めた業務プロセスの見直し」ということを入れています。現時点でまだ検討が始まったばかりですので、具体的にこれをやりますというところがあるわけではないですので、書き方としては非常に曖昧な書き方になっているのは御指摘のとおりです。

○委員 もしそうであれば、私としては「DXを含めた」でいいと思うんですよ、「の導入」を抜けば、割と今言われたことを指しているような気がします。DX自体がデジタル技術を入れた業務プロセスの改善みたいなことを指しているもので、それだけではないですという話だとすると、でもデジタルプロセスを含めたやつも積極的に入れますというのでDXという言葉が出ているんだとすると、「の導入」だけ抜けばいいかなという感じがしました。私の意見です。

○地理空間情報政策調整官 ありがとうございます。

○委員 次ですけれども、今度は防災の話のところなんです、16ページの19行目で、災害情報、被害の情報に関して「迅速な救助・復旧・復興を可能とするための取組」と書いてあるんですけれども、言葉としては何となくこれなんですけれども、恐らく災害の現場で一番この空間情報を使って重宝するのは救援だと思えます。救助は本当に人を掘り出す活動なんです、よそから人が行っているような救援活動をしてあげますというときに、ベースの地図がそろっているか、そろっていないかで随分効率が変わるので、そういう意味では、せっかく「救助・復旧・復興」と書いてくれているんだとしたら、救援も入れてもらえたらいいなという感じがしました。

意図があると思うので、後ろの文脈に合わないかもしれないんですが、人命救助そのものも、実際はそこにいる人たちが地図を見て頑張るといよりも、多分多くの方がそこに救援活動として入ってきたときの救助に当たっている人たちも地図を使いますという話かなと思うんですが、救助だけではなくてその他一般、例えば物資の配給とかにも地図のデータが要るので、もうちょっと広く救援と言ってもいいのではないかなという感じがしました。この辺は、救援という言葉はこれまであまり使っていなかったからかもしれないんですが、少し修正いただくようなことは可能でしょうか。

○地理空間情報政策調整官 御指摘ありがとうございます。分かります。確かにこれまであまり救助、救援という言葉を使っていなくて、実際16ページ目の20行目のような、まとめて災害応急対策というふうに政府の文書とかでは出てきているところで含んだ概念だと思いますので、救助というのを下に合わせて災害応急対策とするか、救助・救援と統一するかは検討させていただいた上で、救援の概念が入るような文章には修正させていただきたいと思いますが、それでもよろしいでしょうか。

○委員 大丈夫です。

最後ですが、これも言葉の問題ですけれども、同じ16ページの1行目に「防災・減災、災害対応の推進」というタイトルになっているんですが、防災という言葉、防災・減災を使われているので、防災・減災という言葉は多分使わないといけないんだろうなと思っ

ているんですが、防災という言葉の定義が、災害対策基本法では、災害を未然に防ぎ、災害時の被害の拡大を防ぎ、更に災害の復旧を図ることと書いてあるんです。3種類合わせて防災と呼びますという定義に災対法でなっているので、割と多くの防災の人は、減災は防災の中に入っていると思っているんです。ただ、被害の拡大を防ぐことを防災という漢字からはなかなか受け止めてもらえないというふうに思っている人も多くて、そう捉えら

れるなら困るので防災・減災と言いましょうと言っている節があるんです。

そのようにもし捉えて書いているのだとしたら、今の減災という言葉は被害の拡大を防ぐことに割と注力しているので、最後の復旧を図るところは災害対応というふうに対応させるなら、この言葉は悪くないかなと思うんですけども、もしそのように捉えられているのだとしたら、3行目に「事前防災」という言葉が出てくるんです。事前防災というのは、さっき言った未然に防ぎを指すんですが、上の定義では、防災というものを事前防災に限定するような言葉の使い方をしているのに、わざわざ「事前防災」と出てくるんです。

これは防災用語、参考の意味でみんな入っているものとして説明しているなら、事前防災という言葉がないと分からないですという話は分からんでもないですけども、そこが、防災・減災と言うなら、みんなが思ってしまう事前防災だけではないですよという話にしたいですけども、防災を事前防災だと思っている人が多いんでという話になるので、文章としては、事前防災はここではもう要らなくなるような気がするんですね。

そういう意味では、「事前防災」が出てきているのに「防災・減災」が出てきているというのは、防災の意味は何を指しているんだろうという気になるような書きぶりになっています。どっちかに合わせていただくのがいいのではないかなという気もするんです。多分防災・減災という言葉は、4つの柱に防災・減災は上がってしまっているんで、それを防災だけには変えられないですよ。もしそうだとすると、ここも、事前防災の「事前」を取ってしまっているのではないかと。発災前に行われる防災で十分通じるのではないかなという気がするんですが、ここはやはり「事前」とつけないと駄目なんでしょうか。

○地理空間情報政策調整官 すみません、率直に言ってしまうとそこまで深く言葉を使い分けていなかったというか、どちらかというとタイトルのところは一般向けの、地理院のパンフレットも含めて広く理解されやすい言葉使いで、実際の本文の中はいろんな法令とかいろんな計画とかの引用という形で書いていたので、少しそれぞれの用語の使い方にも統一があるというのは御指摘のとおりかと思しますので、そこも含めて、すみません、今ここでこうしますという答えが出てこないですが。

○委員 御検討ください。決して「防災・減災」という言葉を、私は一緒だと思っておりますが、私が聞いている限り、防災の先生の多くは一緒だと思っている人が多いんですけども、でも違うという人もいます。なので、どっちが正解というのはないんです。さっきのバズった言葉に近いので、でも、全体的に統一感のある定義をしておいたほうがいいか

なという気がしますので、そういう意味では、事前防災という言葉は使われることもありますが、「事前」を取ってしまうても別に問題はないような気がしますから、割と簡単に修正するなら「事前」を取ってしまうほうがいいのかと思いました。この辺は全体の文章の提出を見て統一感をとってもらえればいいのかと思います。

○地理空間情報政策調整官 分かりました。ありがとうございます。

○委員 私からは以上です。

○部会長 ありがとうございます。いずれも重要な御指摘だと思うんですけども、例えば最後のところは、タイトルに防災だけにした場合と、今の防災・減災のままにした場合と、一般にという意味で言うとどちらもそんなに変わらない気もしてしまうと、思い切ってタイトルのほうは防災として、本文の中でしっかり、〇〇委員に御指摘いただいた内容を説明するというのも手かなとは思ったんですが、すみません、〇〇委員、いかがですか。

○委員 それはいいんですけども、実は8ページの17行目に政府の社会資本整備重点計画の骨子に「防災・減災」と書いてあるんです。これは多分政府の人は防災と減災は違う派の人がコメントされたのではないかと思われるので、これはどっちかという上位ですよ。ここを変えるのはちょっとなという気が私はしてしまうので、これならこっちに合わせたほうがというのがさっきの御意見でありました。先生が言われるように、こういうのを無視してよかったら、防災に統一するほうが私としてはすっきりすると思います。

○部会長 分かりました。ありがとうございます。すみません、ここは悩ましいところかと思うので、また改めて御検討いただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

あと、1点目のDXとか、いわゆるバズワーズをどうやって扱うのかというところもあると思うんですが、これは10年の計画なので、こんなことを言っはまづいかもしれないんですけども、DXという言葉が残っているかどうか分からないということや、具体的な施策としてもi-Constructionと出てしまっているので使わざるを得ないところはあるんですけども、もう使われなくなりつつありますよね。インフラDXとかになってしまっているところもあるので、そこら辺のところも少し悩ましいところかなとは思いますが、現状ではやっている言葉は入れざるを得ないという事情も分かりますので、少しそのところも含めて御検討いただければと思います。〇〇委員、ありがとうございます。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 では、続いて〇〇委員、お願いします。

○委員 ありがとうございます。そんなに長くなり過ぎないようにと思いつつも、幾つか気になった観点があります。

まず、○○委員のコメントにひもづけてというか、つなげて指摘をさせていただくと、防災・減災のそれぞれの文言自体も機微に関わるところで大事だというふうにごく理解をしている一方で、これはコメントになるんですが、この会に出す前に、特にタイトルとか重要な文言についてはぜひ中で議論をして持ってきていただきたいなど。あるいは事前に紹介をいただくような形で、この場では全体的な方向性といったところを確認する時間を取ったほうがいいと思うので、その点はぜひ事務局に、次は多分本文のかなり詳細なところが出てくると思いますけれども、その点は内部で調整をして持ってきていただきたいというのが率直な意見です。

それを踏まえた上で、先ほども防災・減災が上位計画に書いてあるというところの議論で思った点なんですけれども、前回の長期計画と今回の長期計画を見比べたときに、「はじめに」とか、今回の長期計画の基本方針として何を重点に置くかという点は、特に10ページ目のあたり、本計画の基本方針は3つありますみたいな形で明示されている点はよいと思うんですが、逆に言うと9ページから前のところ、いわゆる背景の部分は、これは独立した基本計画の読み物として、地理院に関わる方、それから一般国民の方に向けて、どういう背景があってこの基本計画をある意味今回の長期計画で改定していくのかという方向の説明としては悪くはないかなというふうに思うものの、部会長もお話いただいたように、いろんな計画との整合性であるとか、あとは、この計画が10年残っていくという意味では、もしかするとパスワード的に廃れてしまうみたいな話もあったりするので、これは非常に判断は難しいかもしれないんですけれども、背景の部分を長く書く必要があるのかなと全体的に感じました。

という大きな理由は、このあたりの背景の説明は第4期基本計画にも書いてあるので、関連資料の引用というか、ここに書いてあるというところがある程度示されていれば、正直地理院さんの基本測量に関する長期の基本計画の中であえて出すべきなのかというところがあるかなと思いました。これは全体的な話になります。

それを含めて中身についてお話をしたいと思うんですけれども、まず重要な観点としては、一番最後のところのフォローアップだと思っています。これは今後本文を具体的に書いていく中で当然考えていかれるんだと思うんですけれども、長期計画はすごく長い間、社会変化、社会情勢も変わっていくという話がこの委員会でも出てきましたので、やっぱ

り中間での見直しあるいは定期的なフォローアップの実施というものはある種必須だと思うし、その段階で想定していなかった新技術とかもそうだと思いますけれども、想定していなかったことでも柔軟に取り入れたり、事業の見直しというのはされていっていただくべきだと思うんですけれども、具体的なフォローアップの方法、こういう形でフォローアップしますという具体的な方法は何かしら書いておいたほうがいいかなと思ったので、その点は今後本文を書くときに考えていただければと思いました。

それから、すみません、最後の1点にしたいと思いますが、地理院さんでいろいろ測量されて地図化されたデータが、公開・共有の重要性、あるいは公開・共有するためのライナップの見直しというあたりに関連して、今回はやっぱり10年で様々なデータ、測位に関するパラメータ等のデータもそうですし、あとは人工衛星の研究開発もされるという話がありましたけれども、一方で例えば防災に関われば、緊急撮影データなんかも非常に蓄積が多いと思うので、国土地理院さんとしてどういったデータを世に出しているのか。これはある程度は地理空間情報ライブラリー等の場で整理はされていると思いますけれども、この10年、いろいろ研究開発でオープンデータ等も増えてきているので、改めて棚卸しをぜひしていただけるといいと思いました。

その棚卸しをする上で、特に地理院地図関係では、今、地理院地図コンテンツ利用規約等も定めて、基本的にオープンデータになっているものが増えてきていて、これはオープンガバメントの推進であったり、経済安全保障の観点でもそういった自由なデータ流通を促進するという観点では非常に大事だと思っているので、地理院でオープン化しているものの棚卸し、あるいはライセンス、ライセンスも非常に工夫されていると思いますけれども、ライセンスの見直しなのか、もうちょっとライセンス形態を整理するのかというところも、長丁場になるので段階を経て、データ流通をどう進めていくのかという観点は考慮いただけるといいと思いました。

すみません、長くなりましたが、私からのコメントは以上です。

○部会長 ありがとうございます。4点御質問、御意見をいただいたと思っていますが、1点目に関しては、目次だとかタイトルのところは、そこを議論したのがこれまでの骨子案というところだったかと思うので、今回は骨子案で議論し尽くせなかったところがまた出ているという御理解をいただければと思っていますところです。なので、事務局のほうも骨子案の議論を踏まえた上で出していただいているということかなという理解でございます。

そのほか2番目、3番目、4番目があるんですが、それぞれについてお答えいただければと思います。

○地理空間情報政策調整官 ではまず2番目、御指摘としては、背景がかなり長いけれども、地理空間情報活用推進基本計画などにもあるので、省略できるところは省略してはどうかという御指摘だったと思います。若干確かに長くはなってきたはいるんですが、やはり大臣告示を伴う計画ですので、ある意味我々が勝手な思いで書いているわけではなくて、社会の情勢とか、背景の中にも基本計画は1つ出てはきていますが、基本計画が全てをカバーしているわけでもなく、それこそ長期計画の上位計画というわけでもありませんので、我々自身大臣告示を伴う国土地理院の計画を考える上で、こういうものは踏まえて検討しないといけないというのはある程度きちんこの計画の中で書かれるべきであろうという考えで今回背景は執筆をしています。

ですので、一つ一つの書き方をもう少し短くして、全体の計画をショートなものにするという努力はする必要はあるかと思っているんですが、基本計画にあるので書かなくていかというと、そういうものではないかなと。別の主体が作っている別の計画ですので。また、この次期長期計画の計画期間中に基本計画が改定される見通しですので、そういう意味でも長期計画は長期計画として書いておくべきかと思っておりますので、全体的なそれぞれの項目に対する分量をもう少し少なくできないかを整理して、シンプルな書き方にできないかという観点で再度見直すということはしたいと考えています。

続きまして、10番、最終ページ、23ページのフォローアップについて具体的な方法ということなんですが、これは現行計画もそうなんですが、アクションプランという形で、10年を3年、3年、4年という中期に分けて目標を定めて、それぞれその目標に対しての1年間のフォローアップ、それから内部的には1年間何をやったか、次の1年間何をするかという形で、中期、短期は微妙な期間ですが、中期計画のようなものを立てています。こちらはウェブサイトでも公表しているものですが、次期計画についても同様に、今回は新しく5年目での中間見直しというのを入れましたので、3年、3年、4年でやってしまうと時期がずれるので、見直しのアクションプランの計画期間をどうするかというのが今後の検討だとは思っているんですが、同じようにある程度10年間を3分割ぐらいした形で短期目標を立てて、毎年毎年の進捗を管理していくという方法でフォローアップすることを今考えています。

ただ、先ほど申し上げたように具体的な計画期間をどうするかみたいな、短期の計画を

どう区切るかみたいなところが決め切れていませんので、現時点でどこまで書けるかは別としまして、何かしらもう少しどうやってフォローアップするのかというところを書き込むようにしたいと思います。

最後ですが、地理院が今出しているデータ、もしくは出せるにもかかわらず出していないデータというのは基本的にはないものと理解してはいるんですが、棚卸しをもう一度やったほうがいいという御指摘、それからライセンスの見直しということで、ライセンスについては御存じのように複数のライセンスがあります。基本測量の成果については測量法の縛りを受けますのでそちらに合わせたもの、それから、オープンデータ化できるものについては原則全て政府のオープンデータの規約に定めて、地理院のオープンデータの規約で出している、更にそれ以外の様々な理由によって、基本測量成果ではないけれども、オープンデータにするにはそぐわない性質を持つもの、言ってしまうと国の安全に関わるようなデータというものもありますので、大きく分けると3つぐらいのライセンスに分かれているとは思っていますが、そういうものがあります。

随時もちろんライセンスの見直しというのは行っていて、なるべくオープンデータのライセンスで出せるようにというのは随時検討しているものではあるんですけども、棚卸しはどうしますかね。書くとする7、我々としては18ページの6行目、それから8行目の項目で、デジタルデータの提供、インターネット提供、基本的に提供方法手段としてはインターネットでデジタルデータを出すということと、提供方法を不断に見直しということで、そのあたりで出せるものは出すということは書いてはいるつもりなんですけれども、どちらかという外部から御指摘を受けるのは、あまりにも出しているデータが多過ぎて探すのが大変という御指摘を受けることは割とあるんですが、〇〇委員の観点の棚卸しというのは具体的にどういうイメージのことをおっしゃっているのでしょうか。出すべきものが出ていないものがあるのではないかという御指摘ということによろしいですか。

〇委員 ありがとうございます。出すべきものが出ていないという可能性はゼロではないと思うので、それも必要だと思うんですけども、〇〇さんがさっきおっしゃっていただいたような、あまりに膨大なので少し整理をしたほうがいいという観点と、あとは、オープンデータで言えば、もちろん国土地理院さん側としては提供するというところがまず必要だと思いますけれども、やっぱりオープンという観点だと二次利用の促進みたいなのところもあると思うので、その点も、ごめんなさい、棚卸しという表現が適切ではなかったの

かもしれませんけれども、利活用の促進という意味合いで考えていました。伝わっていませんかね。

○地理空間情報政策調整官 御指摘は分かりました。どちらかという、出るのは出ているけれども、場所も分かりにくいし、利活用促進、ライセンス的な意味ではなくということでもよろしいですか。どちらかという利用者教育みたいなイメージなんでしょうか。

○委員 そうですね。教育で解決できる部分もあると思いますけれども、前に私も関わっていた29条、30条の検討会とかでもそうですけれども、測量法という縛りはやむを得ないとはいえ、やっぱり使いづらさみたいなものを前回の中でも一部解消できたと思うんですけども、今出ているデータは本当に使いやすいのかということもあろうかと思えます。すみません、この観点で時間を取るべきではないと、先生方のほかの御意見もあると思うので、また個別にメール等をさせていただきます。

○地理空間情報政策調整官 ぜひお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。すみません、また改めてということだったんですが、多分1つは、どんなデータがあるのかもほとんどの人が分からなくて、それがどこにあるのかも分からなくて、どう使えばいいかも分からないと。どう使うかというのは、多分使いやすさということもあると思うんですけども、そういうデータへのアクセシビリティがよくないというのが一つ御指摘かなと思ったんですが、〇〇委員、そんなイメージでよろしいですかね。

○委員 ありがとうございます。分かりやすく整理いただいて、まさにそのとおりです。

○部会長 そういうのは教育では無理なところもあって、それこそデータ提供側が工夫して出すというところになるかと思うので、アクセシビリティの向上みたいなところというのは、言葉はまた改めて考えていただければいいと思うんですけども、そういうところも盛り込むべきなのではないかというような御意見かと思えます。ありがとうございます。

〇〇委員、よろしいでしょうか。

○委員 はい。すみません、長く。

○部会長 ありがとうございます。

それでは、そのほかいかがでしょうか。〇〇委員、よろしく申し上げます。

○委員 私も文言のことで気になった点が1点ありまして、10ページの8行目、「地図情報の新鮮さ」という言葉がちょっと気になってしまいました。新鮮さというと何か違うかなと思って、もう少し具体的に、ニーズに対応した地図情報の提供と更新頻度、頻度の向上

はちょっとおかしいかもしれないですけども、更新の速度の向上とかとならないかなと思いました。新鮮さという言葉にちょっと違和感を感じております。

あともう1点なんですけれども、ちょっとページが飛びますが、21ページになりますけれども、教育の23行目のところで、「小学校・中学校・高等学校の各課程に合わせた防災・地理教育支援のためのコンテンツ」というのも重要なんですけども、各家庭にまず地理情報の重要性を理解させて、そこから防災・地理教育支援のためのとかというふうに持っていけないのかなというのを少し思っております。日本の場合、地理情報についてあまり小学校のころから教えていないという部分が、イギリスとかに比べてその辺があるので、地理情報を理解させて、重要性を理解させてから防災・地理教育のほうに持っていくという方向で書いていただければということをお願いいたします。

あと、先ほど〇〇委員が言われていた提供データのことに关しましては、15ページの1行目に、基盤地図情報に関しては「役割及び整備すべき地理空間情報の項目を再定義し」というようなことも書かれておりますので、この辺にもう少し提供方法についても検討するとか、使いやすさについても検討するというところを入れてみてもらえればということ、私もそのようにこの部分で思いましたので、お願いできればと思っております。

あと、先ほどの資料5に載っていたフェイクデータへの対応とか、サイバー空間の安全保障についてはやはりすごい重要なことだと思いますので、7番のあたりに入れられないかと思っているんですけども、この点については継続して検討していただけるということなので、ただ、7ぐらいに入らないかなと思いました。

○地理空間情報政策調整官 まず10ページの「地図情報の新鮮さ」という言葉が分かりにくいという御指摘……。

○委員 地図が新鮮という言い方は私どもの教育関係ではあまりしないので、もしかしたら地理院さんとかではよく使われている言葉なのかもしれないんですけども、すみません。

○地理空間情報政策調整官 場所的に、基本方針だったので割と端的な言い方は何かないかなということで地図の新鮮さという言い方をしてしまったんですが、意味が通じないようでは問題ですので、表現ぶりについては再度中で検討させていただければと思います。

それから、21ページ目、教育支援のところですね。趣旨としましては、施策としてはこれまでもやっていますが、防災・地理教育支援のコンテンツは地理教育の道具箱のような取組をしておりますので、そういうところを周知、提供するというのが施策に当たるんです

けれども、どちらかというとその前段の目的のところ、今ですと21ページの23行目、「自然的・社会的事象を位置や空間的な広がりに着目して捉える能力を身につけられるよう」というのがコンテンツの周知を図る目的ということになっているんですが、この目的の一つとして地理情報の重要性の理解促進というようなものも入ってくるべきという御指摘でよろしいのでしょうか。そういう意味では、その重要性を具体的に書いたのが23行目のところなのかなという気も——ただ、確かに地理的理解の目的と地理情報の重要性というのはまた少し違うかと思しますので、文言の修正を検討いたします。

次が〇〇委員が御指摘のラインナップの見直しというか、アクセシビリティ向上ということなんですが、全体の構成としまして、14ページから始まる5. はいわゆるデータ整備に当たるところで、ここで書かれている項目の見直しというのは整備項目を見直しますということで、〇〇委員がおっしゃっているのは、言ってしまうと電子国土基本図であるとか基盤地図情報以外のデータラインナップが膨大になり過ぎてよく分からないという御指摘だったと思いますので、そういう意味では、5番で書かれているいわゆる基本図に当たるデータ以外の防災関係の情報も含めてという御指摘であると、その見直しについては、7.のところを書く18ページからのところが、基本図も、それから地殻変動パラメータのような測地的なものも、それから防災関係も含めた全てのデータの提供に当たるところはこちらで受けていますので、7.のところでは何か書くことを検討させていただければと思います。

最後、フェイクデータ、サイバーについてのところなんですが、御指摘のとおり非常に重要な取組ですので、書けることがあればぜひ書きたいと思っているんですが、現時点で地理院として何ができるのかというのは、これまで特に、〇〇委員から行懇のときにも御指摘いただきましたので議論を進めているところではあるんですが、なかなか地理院で今具体的に、技術的な課題、予算上の課題様々なところを踏まえて、今後10年でやりますと書けるものが今出てきていないということがありまして、もちろん10年ありますので、今後10年間の中でも議論は続いていってできてくれば、計画の中間見直しも含めて計画に盛り込むこともありますし、計画に書いてなくてもやるということはあるんですが、今具体的に書けるものが率直に言うところと全く思いつかないというのが正直なところで、非常に苦慮しているというのが正直なところです。まだ10月まで議論の時間を取っていますので引き続き議論を進めていきたいと思いますが、今の時点で、ではこれを書きましょうというお答えをできない状態にあります。申し訳ありません。

〇委員 分かりました。多分いろいろ大変だと思いますので、少しでも、一文でももし入

れられたらと思います。どうもありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。何かその検討の話がもしあれば、少し情報提供を我々にしていただくということもありかなとは思っていますので、引き続きよろしく願いいたします。

4点いただきましたが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。○○委員、お願いします。

○委員 時間もございませんので、2点御質問をさせていただきます。

前回の行政懇談会から、中で1個大きな節目という動きとして、活動火山対策特別措置法、活火山法の改正に伴う火山本部の設置という、地震本部の対になるようなものができるわけですが、それへの国土地理院さんの対応というところで何か書き込むべきことがあるのではないかと思ったのがまず1点で、背景のところ、6ページに「法令の改正が続いている」という文脈では書いてあるんですけど、それへの具体の対策、まだこれから作るものに対しての対応なので書き込めないことも多いと思うんですけど、それについてのお考えを聞きたいというのがまず1点。

あと2点目が、これはちょっと細かい話になりますが、12ページ目の11行目から13行目のところ、民間等電子基準点の利用によって地殻変動監視の分解能を向上させるというところに関しては骨子でも述べてあったところでそのままいいんですけど、その1個前、4次元空間情報の表現方法というところと文章がくっついてこれが表れているというところで、4次元国家座標と民間等電子基準点の関係みたいなものがあるのかなというふうにも読めるんですけど、これが1個の文章になったところの経緯と、あとその意図について伺いたいと思います。

2点、お願いします。

○地理空間情報政策調整官 先に、4次元国家座標のところは私の書き間違いというか、項目として一本化するつもりがなかったので、申し訳ありません。ここはミスです。

○委員 ということは、文章の前半と後半で項目が分かれるという理解でよろしいですか。

○地理空間情報政策調整官 全く別の施策ですので、すみません、一本化するつもりがなくて、書いた私もあれと思っています。申し訳ありません。

○委員 分かりました。

○地理空間情報政策調整官 活火山法を受けてのところということで、本体の法律とその後の政令の決まり具合によってここは書く予定でいますので、10月までにどこまで決まる

か、決まっていないことについて書くわけにもいかないので、文章のところは「改正が続いている」というところで今とどめています。今後、今議論が進んでいるように、火山本部の設置のようなことがあれば、当然その中で議論をどういう対応をしていくかということはあると思いますし、そこは計画の議論の中で、最後決裁を取るのは3月ですので、そこの進捗に合わせて書けるところまで追加していくということで考えてはいます。

○委員 設立が想定される火山本部の中で地理院さんの役割は大きなものだと思いますので、できるだけぎりぎりまでこの中に盛り込めるように検討いただければと思います。

○部会長

ありがとうございます。この基本政策部会としては次回開催が8月の終わりということなので、それ以降にもまたいろいろ動きがあるかと思うんですが、そういう場合には、都度我々に問合せがあると思ってよろしいんですかね。

○地理空間情報政策調整官 細かい文言調整のようなことではなくて、内容に関わる変更がありましたら、メールベースにはなるとは思いますけれども、このような修正を考えているということで都度お知らせをしたいと思っております。

○部会長 分かりました。ではまた引き続きよろしく申し上げます。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○委員 ○○ですけれども、地理教育に関しても非常に充実した形で書き込みをいただいております。二、三点だけコメントだけさせていただきます。

先ほども出しましたが、○○委員のコメントにもありましたし、あと先ほどの三角点の標石基準点の話もありましたが、要は地理空間情報、位置情報、あるいは国家座標の維持管理というものの啓発とかが、どこに記載されるのかな、と思っていました。地理教育の支援の活用、この章立てでいくと、7. 提供及び活用推進というところに入るのか、それとも、その前の4. の国家座標に基づく測位と測量なのか、5. の基盤となる地図情報等の整備なのか、4. とか5. の一番最後になるのか。こういうものを要は国家として維持管理しておくことが大事なので、それに対する国民的な啓発をしっかりやっていけないといかん、ということが多分書かないと、今後、先ほど来ずっと出ていた標石の話も含めて、もう使わないんだっただけでいいじゃん、あとは文化だけよねとなってしまいかねません。やはり国家として位置、測位を守ることが重要なんだということ、それは利活用の推進ではないと思います。先ほど○○委員からも地理空間情報の重要性の認識というふう

な話があって、これは利活用の推進をするためにも大事なんですけど、そもそも国家としてどう考えるのかというところなので、そこは4、5. の最後に入れるのか、どうしてもなら7. の最後のところに入れてもいいですけども、その部分はまた御検討されてはいかげんでしょうか、ということです。地理教育の中でそこまで踏み込んでという形もなかなか難しいのではと思いましたので。もちろん、やっちはいるんですけども。

その話と若干絡むんですけども、14ページのところで、今の国家の地理空間情報当局としてのというところで、4行目から5行目で「国土地理院が整備する地図情報は我が国の領土を対外的に示す役割を担っており」云々と書いてあって、領土となっています。要は領土と主権の関係は一体化しているんですけど、私なんかよく議論する、領土を記述して、主権の及ぶ範囲を国土として記述しているのが地理院さんのものだと思っています。そこに領土だけを書いているのではなくて、あくまでも主権がどうなっているのかというところが多分私なんかは大事だと思っています。それは離島の記述においても、我が国の主権というものをしっかり記述している。例えば、北方領土の地図の注記、あるいは竹島における不法占拠物の未記入とか、魚釣島における灯台の記入とか、こういうのは領土の話と言いつつも、主権の話です。そこは主権と領土とは一体だという話なら、今のままでも良いと思います。あまり主権、主権ばかりもどうかと思いますが、私ども教育のほうでは領土、領域の教育を進めておりますので、そこをどのように記述するのかを少し地理院さんの中で御検討いただければと思います。もちろん、今のままでも中に含まれていると思いますけれども、少しその部分を御検討いただければと思いました。

あとすみません、3点目になって申し訳ありませんが、国際協力のところが19ページにあって、これも頭が「領土・地名等に関する」云々に「取り組むため」となっています。現行の基本計画は、もう少し国際協力とかそのあたりがベースに出ていて、発展途上国への支援みたいな話がメインにありました。今回は我が国の領土・地名に関する認識を国際的に発信して、連携して、がメインになっています。もちろん発展途上国への支援は「基本的な価値観の共有」というこの文言が入っているので、ここに含まれているというのなら、それでもいいと思います。しかし、「このため、以下の活動を行う」と構成されているので、従来のJICAへの海外の測量局への派遣とか、南極観測への協力とか、こういう地理院さんが従来やっていたものが、少し後退したような印象に感じました。今は骨子なので、またこれから文章化されるときには変わってくるんだろうと思うんですけども、ここだけを読むと、従来の国際協力の部分から、若干安全保障的などところに寄っているというの

は理解されそうです。そのあたり、やはり国際協力も重要と思いますので、全体のバランスを考えられたらどうか、というふうに、これあくまで私の私見ですけれども、思いました。地理教育とは全然関係ありません、あくまで私見です。

以上です。

○地理空間情報政策調整官 ありがとうございます。まず、すみません、こちらからもある意味質問みたいな形になってしまうんですが、1点目で御指摘いただいた、我々自身の施策への重要性についての理解を得る取組が書かれるべきという御指摘はおっしゃるとおりだと思うんですが、その書く場所として、9の(3)、21ページから続く、今ここで書かれているのは、技術者の育成の話と、ある意味地理教育支援という学校とかでやられているものの支援ということを書いているのはそうなんですが、もともとのタイトルは人材育成・知識の普及ということですので、この中で我々自身が出前講座のような枠組みを使ってこれまでやっていますが、我々自身の施策への理解醸成というようなことも施策として書ける場所であるとは思っているんですが、ここに書くというのは違和感がおありでしょうか。

○委員 すみません、私が正しくお伝えできていなかったんですけども、さっき私は7.の話をしましたけれども、9.の(3)のところに入れていくということも、良いと思います。私が気になっていたのは、確かに前段の一番頭に「測量・地理空間情報の整備」とあるので、ここに整備が入っているのに、「及び利活用」と後ろに入っているのに、ここでも大丈夫だという御判断もあるのかもしれませんが。しかし、私はもっと大きな、先ほどの標石の話もあったし、いろんなことが今後起きてきて、10年間でもっといろんなことが起きてくる中で、やはり位置情報、測位情報を整備する国家の基本機関としての地理院の役割というものをしっかりお伝えしていくことが大事だということを思ったので、それならもっと前のほうもあるのかなと思いました。ただ、ここにそういうふうな地理院の役割、位置づけし、もっとしっかりやるんだということを地理空間情報の整備という中で含んでしまっているというのであれば、それも一つの考え方だと思います。私はもっと大きいかなと思ったので、前のほうがいいのかなと思っただけです。そこはどちらでも、御判断だと思います。

○地理空間情報政策調整官 分かりました。整備、利活用ということがどうしても小さな話になってしまうということであれば、その書きぶりも含めて検討しながら、場所を検討させていただければと思います。

あと、領土、主権のところにつきましては、どの程度書くのかも含めて検討させていただきたい。

国際協力のところなんですけど、実は内部でJICAの取組とか南極をどう書くかという議論はしたんですけども、我々として、JICAについては2国間協力の枠組みの中に含まれることですので、ある意味、測地、地図作成等も、地理空間情報に関する二国間協力はほぼほぼJICAの施策を指している。個別の協力協定のような枠組みはもちろんありますけれども、その中にJICAの施策が入っている。南極については多国間の取組ということですので、あまり個別具体的な施策を前に出すというよりは、多国間、二国間共にやりますというぐらいで、あまり具体的な施策を表に出さずに書いているという意味でこういう書きぶりになっています。目的のところはどぎついということについては、御意見を踏まえて再度中で議論をさせていただきます。JICAの取組や南極を重要視していないということでは全くありませんので、それぞれの枠組みの中に含めて書いてしまっているということです。

○部会長 よろしいでしょうか、ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間が押していますが、〇〇委員、よろしいですか。

○委員 時間がないので自分から1点なんですけれども、13ページの7行目のところに官民データ活用推進基本法やオープンデータと書いてあって、その中に「電子基準点に関するデータが容易に利用できる環境を維持するとともに」と書いてあるんですけども、これは電子基準点データ提供サービスのこととイコールでいいですか。

○地理空間情報政策調整官 イコールというわけではありません。電子基準点に関わるデータは大量にありまして、それこそ点の記に当たるようなものから、今、無償で出していますが、30秒ごとの電子基準点の観測のデータ、それから有償で出していますが、リアルタイムデータのようなもの、様々なデータを今出しているその全てを含めてということですので。全てを無償でオープン化というところまでは難しいところもありますけれども、オープンデータの基本指針については、配信に関わる費用の実費負担で出すというケースも実は中にはありますので、そういうことも含めて全ての電子基準点、それこそ本当に全ての電子基準点に関わるデータについての記述だと読んでいただければと思っています。

○委員 ありがとうございます。本文のときでもいいと思うんですけども、多分これの上の項目が(2)の高精度測位技術の一般化の推進というところにぶら下がっているの、一般の方が、あまたある地理院さんのそういったサービスが分かっているとは思えず、多

分自治体でも分からないと思うんです。そうすると、ああ、こんなところにあつてすごい、データもライセンスがオープンでみたいなところはなかなか伝わりにくいと思いますので、本文のときでいいので分かるようにしていただきたいなというところと、必要に応じた拡張というところが、これは期待も込めてなんですけれども、例えば先ほど言った電子基準点のデータ提供サービスについては、データ自体はライセンスがCC BYに準拠するとかと書いていただいているんですけども、そもそもその前にユーザー登録が必要だったりして、オープンアクセスという意味合いも入っているかと思うので、まずそういったユーザー登録をしないでも自由に使えるみたいのところとかもあると思うんです。なので、そういったところも含めて、一般化に向けて、より一般の方が容易に安易に使えるというところの要素が入ってくるといいのではないかなと思いました。

自分からは以上です。

○地理空間情報政策調整官 御指摘を踏まえて、特に対象とするデータ、電子基準点に関わるデータだけでは恐らくイメージがつかめないという御指摘だと思いますので、例示で列挙するなり、修正の仕方を考えたいと思います。ありがとうございました。

○部会長 どうもありがとうございます。この4章だけではなくて、7章の情報の提供というところも恐らく関わってくるかと思うので、そのところもセットで御検討いただければと思います。ありがとうございます。

すみません、時間が過ぎてしましまして申し訳ございません。時間になりましたので、この議題に関してはここまでにしたいと思います。本日も多くの御意見をいただきまして本当にありがとうございます。今日の御意見を踏まえまして、事務局側でまた改めて策定の作業を進めていただければと思います。

それでは、一通り議事が終了しましたが、全体を通しまして何か御意見、御質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、こちらで全て終わりになりますので、進行を事務局にお返しします。

○事務局 部会長、ありがとうございました。

最後に事務局から連絡をさせていただきます。次回の基本政策部会の開催でございますけれども、令和5年8月29日を予定しております。

それでは、時間も参りましたので、これで令和5年度第1回の基本政策部会を終了させていただきます。熱心な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

—了—